（その１）

収支報告書

平成29 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　みきとおるこうえんかい

1 政治団体の名称　三木とおる後援会

2 主たる事務所の所在地　徳島県徳島市間屋町３１番地
（アパート・マンション名）

3 代表者の氏名　（姓）尾賀　（名）俊吉

4 会計責任者の氏名　（姓）岡村　（名）誠

事務担当者の氏名　（姓）後藤　（名）孝洋
（電話）088-679-4125
（電話）
（電話）

受付
第　号
平30.4.27
徳島県
選挙管理委員会

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）三木　（名）亨
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	6,899,271
（前年からの繰越額）	1,499,463
（本年の収入額）	5,399,808
支　出　総　額	2,836,667
翌年への繰越額	4,062,604

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	三木とおる君を励ます会	5,399,784	平成29年4月15日　徳島県徳島市寺島本町西1-61 ＪＲホテルクレメント徳島
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	5,399,784	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	24	
	合　　計	24	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支 出 の 総 括 表

項　　目	金　　額	備　　考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1　経　常　経　費			
(1) 人　件　費	0	0	
(2) 光　熱　水　費	0	0	
(3) 備　品　・　消　耗　品　費	0	0	
(4) 事　務　所　費	162,000	0	
小　計	162,000	0	
2　政　治　活　動　費			
(1) 組　織　活　動　費	480,136	0	
(2) 選　挙　関　係　費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,124,331	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣　伝　事　業　費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	2,124,331	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調　査　研　究　費	0	0	
(5) 寄　附　・　交　付　金	70,200	0	
(6) そ　の　他　の　経　費	0	0	
小　計	2,674,667	0	
合　計	2,836,667		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	平成28年分政治資金監査報酬	162,000	H29/5/24	上原英二税理士事務所	徳島県徳島市かちどき橋2-46-3	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	162,000				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	懇親会費	22,000	H29/8/13	徳島グランヴィリオホテル	徳島県徳島市万代町3-5-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	61,030				
	合計	83,030				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					大会費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	後援会親戚会会場費	14,256	H29/4/12	セントラルホテル鴨島	徳島県吉野川市鴨島町鴨島471-2	
2	後援会親戚会会場使用料	18,770	H29/4/24	ＪＲホテルクレメント徳島	徳島県徳島市寺島本町西1-61	
3	後援会親戚会会場費	54,500	H29/6/16	ザ グランドパレス	徳島県徳島市寺島本町西1-60-1	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	87,526				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1	花鉢代	14,000	H29/1/19	(有)桜山洋蘭園	徳島県徳島市八万町法花112	
2	花鉢代	37,800	H29/3/13	(有)桜山洋蘭園	徳島県徳島市八万町法花112	
3	ワイン	11,200	H29/3/17	阿波恋しぐれ	徳島県徳島市沖浜東1-6	
4	選抜阿波踊り、阿波踊り桟敷B席入場券	72,000	H29/8/16	(公社)徳島市観光協会	徳島県徳島市新町橋2-20	
5	阿波踊り桟敷S席入場券	40,000	H29/8/16	(公社)徳島市観光協会	徳島県徳島市新町橋2-20	
6	土産(半田ソーメン)	17,820	H29/8/18	八百秀商事(株)	徳島県徳島市新町橋1-32	
7	土産(すだち)	19,150	H29/8/18	(有)勢見屋	徳島県徳島市二軒屋町1	
8	すだち代及び送料	38,520	H29/9/11	井出農園	徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字山路155-1	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	59,090				
	合計	309,580				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費 三木とおる君を励ます会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	案内状封筒詰め代	12,814	H29/2/24	徳島ｽﾛｰﾜｰｸｾﾝﾀｰ あゆみ園	徳島県徳島市万代町6-41-20	
2	案内状発送料	144,997	H29/2/27	日本郵便(株)	東京都千代田区霞が関1-3-2	
3	案内状等印刷代	145,152	H29/3/14	松下印刷(株)	徳島県徳島市南沖洲5-7-63	
4	主催者負担振込取扱手数料	54,492	H29/4/10	(株)阿波銀行	徳島県徳島市西船場町2-24-1	
5	来賓土産（梅酒）	15,000	H29/4/13	農事組合法人フジ	徳島県吉野川市美郷字古井396	
6	報酬（司会）	20,000	H29/4/15	相原郁代	徳島県徳島市八多町金堂85	
7	来賓秘書旅費	60,980	H29/4/20	ＪＴＢ首都圏国会内店	東京都千代田区永田町1-7-1	
8	宴会費一式	1,570,536	H29/4/24	ＪＲホテルクレメント徳島	徳島県徳島市寺島本町西1-61	
9	主催者負担振込取扱手数料	32,120	H29/5/10	(株)阿波銀行	徳島県徳島市西船場町2-24-1	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	68,240				
	合計	2,124,331				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	寄附金	70,200	H29/8/23	自由民主党徳島県支部連合会	徳島県徳島市問屋町31	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	70,200				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

[redacted]

政治団体の名称　三木とおる後援会

会計責任者の氏名　岡村　　誠　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成30年4月25日

三木とおる後援会
代表　尾賀　俊吉　殿

登録政治資金監査人 上原 英二 
登　録　番　号　第　2389号
研修修了年月日　平成21年5月19日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、三木とおる後援会の平成 29 年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、三木とおる後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、明細書を必要とする支出はなく、明細書は存在しなかった。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

三木とおる後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、三木とおる後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上